

指定（介護予防）訪問介護事業所

ヘルパーステーションコスモス運営規程

美雪園（老人居宅介護等事業）

この運営規程により、社会福祉法人魚沼福祉会が開設する指定訪問介護事業所及び指定介護予防訪問介護事業所「ヘルパーステーションコスモス」（以下「ヘルパーステーションコスモス」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

- 第1条** ヘルパーステーションコスモスは、介護保険法、老人保健法、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復、日常生活の援助を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるよう支援することを目的とする。
- 2 ヘルパーステーションコスモスは、要支援認定を受けた高齢者に対して、利用者の意欲を高め、自立の可能性を引き出し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供し、利用者の自立支援、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上を図る。
- 3 この事業は、介護保険法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、居宅介護を推進し、快適な居宅生活が継続できるよう支援することを目的とする。

（訪問介護事業と介護予防訪問介護事業の一体的運営）

- 第2条** 当該訪問介護事業と介護予防訪問介護事業は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（運営の方針）

- 第3条** 訪問介護事業を他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
- 2 事業の実施にあたっては、各居宅介護支援事業者、各保健医療機関、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 ヘルパーステーションコスモス
- (2) 事業所の所在地 新潟県魚沼市新保 352 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 ヘルパーステーションコスモスには、次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名
 - ・ 管理者は、所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り、設備・備品の衛生管理を行うとともに緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう統括する。
 - ・ 管理者は、事業運営の管理について適正な資質を有する者とするが、新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の定めるところにより他の職務を兼ねることができる。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
 - ・ サービス提供責任者は、訪問介護計画又は介護予防訪問介護計画を作成し、作成した計画の内容を利用者またはその家族に対して説明し同意を得ることとし、必要に応じて計画を変更する。併せて、訪問介護又は介護予防訪問介護の利用申込みに関わる調整や、訪問介護従業者などに対する技術指導などのサービス内容の管理を行う。
 - ・ 居宅介護支援事業者やその他の保健医療サービス事業者と連携し、介護計画に基づくサービスの提供に努める。
 - ・ サービス提供責任者は、介護福祉士（あるいは、旧「訪問介護員1級」）の資格を有する者とする。
- (3) 訪問介護員 2名以上
 - ・ 訪問介護員は、作成された訪問介護計画又は介護予防訪問介護計画に従い、訪問介護を実施する。
 - ・ 訪問介護員は、介護福祉士、または介護職員初任者研修修了者（あるいは、旧「訪問介護員養成研修2級」以上修了者）とする。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年末年始（12月31日から1月3日）及び緊急やむを得ない場合等事業所が特別に定めた日を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時10分から午後5時10分までとする。

(3) ただし、上記による以外に電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとるものとする。

(訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービス（以下「サービス」という。）の内容)

第 7 条 提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体の介護に関すること
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の洗拭、洗髪
 - ⑥ 通院等の介助、その他必要な身体の介護
- (2) 家事に関すること
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ 関係機関等との連絡
 - ⑥ その他必要な家事
- (3) 相談、助言に関すること
 - ① 生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ② 住宅改良に関する相談、助言
 - ③ その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用)

第 8 条 ヘルパーステーションコスモスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、「介護保険負担割合証」に応じて利用料の 1 割、あるいは 2 割（利用者負担額の減額等の認定を受けている場合はその給付率に応じた額）を本人負担額とする。

2 前項の他、利用料金について別途利用料金表を定め、利用者の利用状況に応じて次の費用を徴収する。

(1) 区分支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担分

3 前第 1 項及び第 2 項に定める額の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業を実施する地域は次のとおりとする。

魚沼市内（旧広神地域）

（緊急時等における対応方法）

第10条 職員は、サービスの提供中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は、あらかじめ居宅介護支援事業者が定めた協力医療機関に連絡し、適切な処置を講じることとする。上記に対する連絡が困難である場合には、緊急搬送等の処置を講じることとする。

2 職員は、前項について処置したときは、速やかに管理者、主治医及び担当の介護支援専門員に報告する。

（その他運営に関する留意事項）

第11条 事業者は社会的使命を十分に認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的にサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は、利用者処遇の技術・知識の研鑽に努め、施設内外の研修会・学習会に参加しながら、自己研鑽にも努め、資質の向上を図るものとする。

なお、研修は次の通り実施する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

3 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、この秘密の漏洩は、職を辞してもその責務はあるものとする。

4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意又は家族からの同意をあらかじめ文書により得るものとする。

5 事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について管理を行うとともに、その設備・備品について、衛生的かつ安全な管理を行う。

6 事業者は、提供したサービスについて、利用者及びその家族等から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

7 事業者は、提供したサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

